

審査会回答 第 2 号
平成 20 年 1 月 18 日

千葉県選挙管理委員会委員長
土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成 19 年 10 月 24 日付け千選管第 348 号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 4 号

平成 19 年 10 月 13 日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）から提起された、平成 19 年 10 月 12 日付け千選管第 321 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求書は、別紙及び添付書類を含め 14 枚で構成されている。

開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄には、「別紙（2/14）に記載」とあり、別紙の内容を要約すると、実施機関が裁決書を取り消さない場合、故意に不作為による町長の選挙違反隠しをしていることとなり、それが公務員職権濫用罪にあたるということがわかる一切の書類というものである。

イ 実施機関は、開示請求書の内容からは開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、平成 19 年 9 月 26 日付け千選管第 311 号で申立人に対し平成 19 年 10 月 11 日を期限として補正を求めたところ、申立人から平成 19 年 10 月 3 日及び 4 日付けで補正書が送付されたが、開示請求に係る行政文書を特定することができなかつた。

そこで、実施機関は、念のため電話により申立人に対し、行政文書を特定するに足りる具体的な内容を記載した補正書を提出するよう求めたが、新たな補正書は提出されず、本件処分を行った。

ウ 当審査会で、実施機関から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、開示請求書の別紙には、鋸南町議会議員一般選挙及び鋸南町長選挙の選挙の効力に関する審査についての申立人の反論及び意見等が詳細に記載されており、鋸南町選挙管理委員会の判断を妥当とした実施機関が事実誤認をしていることを前提とした開示請求であることが認められる。

また、補正書には、鋸南町長選挙についての申立人自らの意見等が記載されているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

エ なお、申立人は異議申立ての理由の中で「補正要求する場合は、該当すると思われる行政文書の件名を補正要求書の中に記載することになっていると伝えても、補正要求書の訂正がされない」と主張する。

オ 確かに、条例第7条第2項は「開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

しかし、上記ウのとおり、開示請求書には申立人の鋸南町長選挙についての意見等が述べられており、実施機関が、具体的な行政文書の件名を示して補正を求めることは困難であったものと認められる。よって、実施機関が、具体的な行政文書を示さずに補正の求めを行ったことはやむを得なかったものと認められる。

カ 以上のことから、開示請求書及び補正書いずれにおいても、条例第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されておらず、開示請求に係る行政文書を特定できなかったとする実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。